

会 議 録 （要 旨）

| | |
|---|---|
| 会 議 名 | 平成23年度第2回国民健康保険運営協議会 |
| 開 催 日 時 | 平成24年1月18日（水） 午後2時 ～ |
| 開 催 場 所 | 市議会委員会室（市役所5階） |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | 出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、濱浦 雪代、吉野 満江 保険医代表 乙幡 和利、三條 治、北條 泰輔 公益代表 内野 直樹、川島 哲男、栗原 高明、鈴木 明 被用者保険代表 瀧沢 政視 市側事務局 市民生活部長、保険年金課長、保険年金課主査、担当 欠席者：被保険者代表 田代 芳久、保険医代表 千竈 学 |
| 議 題 | 議題 （1）保健事業（人間ドック・脳ドック助成制度）について（諮問） （2）その他 報告 （1）その他 配布資料 資料1 保健事業（人間ドック・脳ドック助成制度）について（その2） 資料2 人間ドック助成実施市規則・要綱 資料3 平成23年度第1回運営協議会会議録（要旨） 資料4 平成24年度予算編成留意事項（抜粋）厚労省通知 資料5 ジェネリック医薬品差額通知取組状況 東京都通知 資料6 「東京の国保」 |
| 結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。） | 議題（1）については、概ね趣旨には賛同するが、財源の確保等の課題があるため実施時期等については、慎重に執り行うべきである。 報告（1）については、平成24年度における制度改正及びジェネリック医薬品差額通知の取組状況について事務局から説明が行われた。 |
| 審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） | （議長）定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、御出席くださりまして、誠にありがとうございます。それでは、ただいまから、平成23年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。ただいまの出席委員は11名で定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立いたします。次に会議録署名委員の指名ですが、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づきま <small>はまうらゆきよ</small> は、被保険者代表として濱浦雪代委員、保険医等代表として乙幡和利委員、公益代表として川島哲男委員を指名いたします。 <small>おっばたかずとし</small> それでは、議題の方に入ります。議題1といたしまして、前回に引き続き諮問事項の「保健事業（人間ドック・脳ドック助成制度）について」御審議をいただきたいと思います。なお、資料等の説明につきましては、事務局からお願いいたします。 ～事務局説明（前回の経過説明含む）～ （議長）説明が終わりました。この説明に対して質疑があればお受けいたします。 （委員）資料にある平成23年度の国からの通知によると「人間ドック等の補助は認めない」とあるが、平成23年度から助成がなくなったのか。 （保険年金課長）人間ドック等の助成については、これまでにおいても国、都の補助はなく、実施市においては、一般会計からの繰り入れを財源として |

いる状況です。

(委員) そうであるならば、当該事業における財源の確保は大丈夫か。

(保険年金課長) 医療諸費においても一般会計から充当している状況のため、大変厳しい状況であります。

(委員) 当該事業の実施にあたり、今後の継続は見込めるのか。

(保険年金課長) 助成制度自体は、大変意義のあることと認識しているが、事業継続について、現時点では財源的には厳しいと考えています。

(委員) 事業の要綱規則等をこれから策定していくのか。また、補助金額はいくりにするのか既に考えがあるのか。

(保険年金課長) 当協議会で一定の方向づけをいただいた上で、今後、実施についての具体的な検討に入っていきたいと考えています。

(議長) 事業実施にあたっては、予算を含めて議会での議論が必要であるなど課題はあるが、当協議会では、当該事業が良いのか悪いのか。また、実施時期等は財源も含めて即実施するのか、時期を見計らうべきなのかを答申すればよいのではと思う。

(委員) 国保税の収納率の過去3年の推移及び国保税の改定を直近では、いつ行ったのかお聞きしたい。

(国民健康保険G主査) 具体的な数値の資料は今手元に有りませんが、年々収納率は落ち込んでいる状況です。

(保険年金課長) 国保税の改定については、平成20年度に新たに開始された後期高齢者医療制度における支援金負担分が発生したため、平成20年4月に行いました。

(委員) 資料にある実施市例の相模原市の受診率や助成金額をお聞きしたい。

(国民健康保険G主査) 助成金額につきましては、1人22,000円となっており、助成対象予定人数につきましては、年間5,000人程度となっております。また、脳ドックの助成につきましては、1人10,000円で、助成対象予定人数につきましては、年間2,300人程度となっております。

なお、受診率については手元に資料がないため、不明でございます。

(委員) 多摩26市における実施市の受診率が低く、効果も明確ではない。本市が実施した場合も同様であると、その効果は低く単に財政圧迫につながるのではとの懸念があり、もう少し調査が必要かと思う。また、日の出町については、高齢者や18歳未満の方の医療費が無料となっており、癌に関しては全年齢において医療費が無料としているが、結果として無料にする前よりも医療費が低くなったと聞いている。このことから、事業を実施するからには、明確な根拠を示し利用しやすい制度を提供した上で、医療費が将来抑制できる事業でなければならないのではと考え指摘しておく。

(議長) それでは、各委員からの意見を伺いたいと思います。

—各委員からは、諮問にある保健事業「人間ドック・脳ドックの助成制度」の趣旨には賛同するとの意見が大半であったが、次の意見もあった。

・市民からの要請もあると考えるので、一般会計の繰出しを含めた財源の確保が可能であれば賛成である。

・趣旨には賛同するが、特定健診の受診率の向上など優先順位があるのではと考える。また、財源の確保が困難な状況にあるからには、実施時期としては慎重にならざるを得ないため、今回の実施については反対する。

・財源逼迫の状況は理解するが、必要な事業と考えるため賛成する。

・事業の意義は評価する。助成額の安定化が図れるのであれば賛成する。

・ドックを受診することによって、病気の早期発見が図れ、医療費が抑制できるのであればよいと思う。ただし、効果の根拠を検証するため、受診者の追跡調査等を行うことが必要である。また、効果が見込めないようであれば

事業を廃止することも視野に入れ、まずは実施することはよいと思う。
・実施は良いと思う。保険税の改定を視野に入れず、財源の確保が出来るのであればよい。

・実際に市民からの要望も聞いているので、制度については賛成である。
・趣旨には賛同するが、財源の確保について懸念しており、一般会計等に負担が生じるのであれば、反対である。

・費用対効果を図ることは、評価軸がないため不可能と考える。

また、保険者として行うべき優先順位を考慮し、特定健診・保健指導に力を入れるべきと考えるため、現時点では人間ドック・脳ドックの助成事業を行うべきではないと考える。－

(議長)各委員さんから意見が出ましたが、事業実施に当たっては、財源の確保や費用対効果の検証をどのように行っていくかという課題がある。しかし、当諮問に対する等協議会の答申としては、趣旨には賛同するが、今後の国保の財政の状況や一般会計からの繰り入れに頼ることなく実施できる時期を見計らって実施するという方向でいかがでしょうか。

(委員)当該事業の検証は、困難とのことだが、費用対効果で図れるものではないため、良いものはやるべきと思う。実施してから費用対効果は図ればよいと思う。

(委員)保険者としてやるべき優先順位は別にあると考える。現在、保険者がやるべきことの一番は、医療費を支払うことだが、国保会計では医療費が払いきらず、一般会計から繰り入れている状況である。このことは、国保の非加入者が加入者の費用を負担していることになり、納得が得られない。

(委員)事業の助成費用だけ考えると、新たな負担をなすが、医療費の抑制につながれば、負担が減となる。そのためにも費用対効果を探求していくことは、必要と考える。

(議長)皆さんから意見が出ましたが、趣旨には賛同するということには皆さん異存はないと思う。事業実施の時期や財源の確保、費用対効果の検証をどのように行っていくかという課題があるが、今後の国保の財政を見ながら一般会計に依存することなく実施できる時期を見定めながら実施するという方向でいかがでしょうか。

(委員)この諮問を行う上では、市は財源を出せると見込んでいるのか。

(市民生活部長)国保会計では財源の確保は厳しい状況であります。しかしながら、今回の諮問の趣旨としては、市民の皆様の健康保持・増進及び医療費の縮減を図りたいとの思いがあります。また、財源の確保につきましても保険税の収納率を向上させることで、一定の確保が可能と考えています。

なお、委員皆様の御意見においては、事業の趣旨について概ね賛同していただいていると理解しておりますが、実施時期につきましても国保会計が上向いた時期を見計らって実施させていただければと考えております。

(議長)では、先ほどから申し上げておりますとおり、趣旨については皆さん賛成ということですが、事業実施の時期や財源の確保等の問題があることから慎重にすべきと思いますので、御指摘の件を含めた答申書を作成することについていかがでしょうか。また、事務局と協議を行った上で答申書の案を作成し、皆様にも送付させていただいた上で、答申をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

－異議なし－

(議長)それでは、次に議題(2)のその他について、事務局から何かございますか。

(事務局)特にございませぬ。

(議長)特にないとのことですので、次に報告事項についてでございますが、事務局から何かございますか。

(保険年金課長)～H24年度の国保制度改正及びジェネリック医薬品差額通知の実施について説明～
 (委員)外来療養の限度額認定証の有効期限については、どの様に表示されるのか。また、件数はどの程度か。
 (保険年金課長)入院時と同様に各年度の8月に更新があるため、最長でも1年間の有効期限となります。また、件数については、1か月の医療費が一般の方でも80,100円を超える方のみのため、件数は少ないと考えています。
 (委員)ジェネリック医薬品の差額通知は国保連合会に委託するのか。また、年2回医療費通知とは別に発送するのか。
 (保険年金課長)委託いたします。医療費通知とは別に発送いたします。
 (議長)他の質問はありますか。他にないようなので、平成23年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会します。大変御苦労様でした。

| | | |
|-----------------|--|---------------------|
| 会議の公開・ 非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 | 傍聴者： <u>0</u> 人 |
| | <input type="checkbox"/> 一部公開 | |
| | <input type="checkbox"/> 非公開 | ※一部公開又は非公開とした理由 () |

| | | |
|------------------|---|--|
| 会議録の開示・ 非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示 | |
| | <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) | |
| | <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：) | |

| | |
|-------|----------------------|
| 庶務担当課 | 市民生活部 保険年金課 (内線：132) |
|-------|----------------------|